

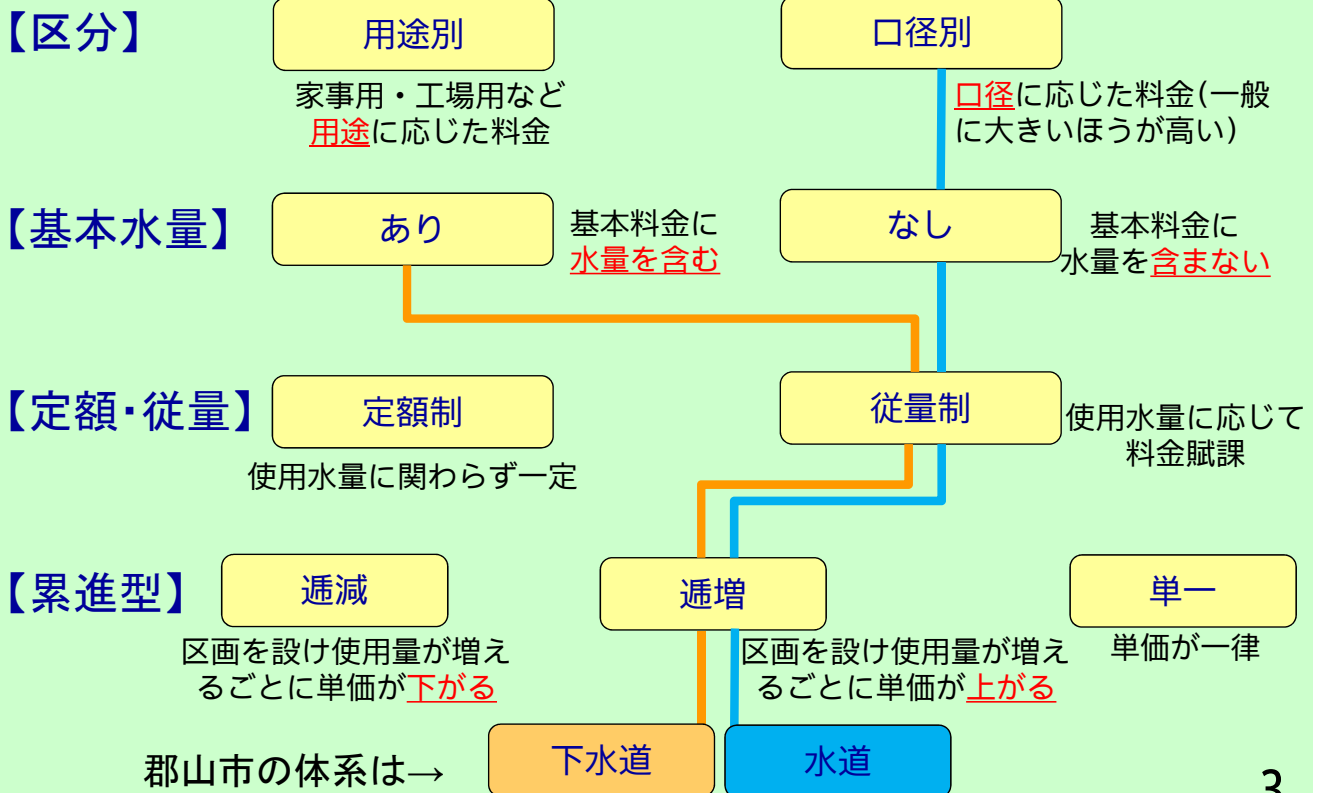
## 水道料金・下水道等使用料及び受益者負担金について

1. 下水道使用料の基本使用料に含む基本水量制について
2. 水道料金・下水道使用料の区画制(段階制)について

## 上下水道にかかる費用（利用者側）

	水道事業	下水道事業
一度だけかかる費用	<b>水道加入金</b> <b>口径別料金設定</b> 新たに水道を利用する際にかかる費用	<b>受益者負担金</b> <b>土地の面積に賦課</b> 下水道が整備された際にかかる費用
毎月かかる費用	<b>水道料金</b> 準備料金(口径別) 水量料金(1m <sup>3</sup> ～)	<b>下水道使用料</b> 基本使用料(10m <sup>3</sup> まで含む) 汚水量料金(11m <sup>3</sup> ～)

## 料金体系の構成



3

## 1. 下水道使用料の基本使用料に含む基本水量制について

### 基本水量の考え方

#### 基本水量とは

- 基本水量として設定した一定水量の範囲内での使用に対して従量料金を賦課せず、定額の基本料金のみを負担とする料金設定方法
- 公衆衛生上の観点から、その範囲での水使用を促すと同時に、その部分の料金の低廉化を図るもの。

#### 国からの通知

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」  
国土交通省水管理・国土保全局下水道部 下水道企画課長（令和2年7月21日）

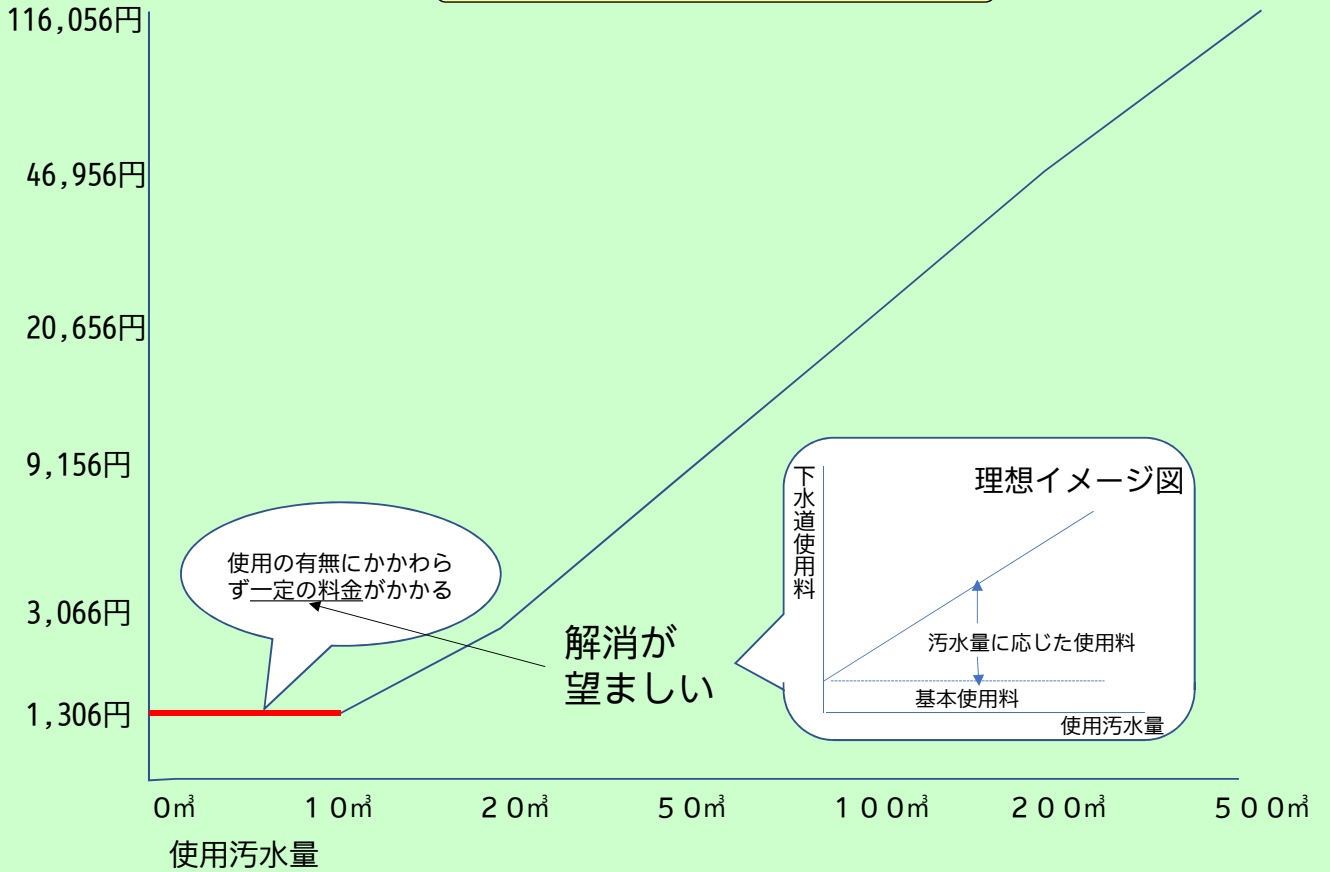
#### ○下水道使用料体系見直しの方向性

基本使用料に基本水量を設け、その範囲内では、使用水量の多寡にかかわらず使用料を定額とする基本水量制は、導入目的が不明確になっている事業者が多いことや、基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があること等から、解消させていくことが望ましい。

4

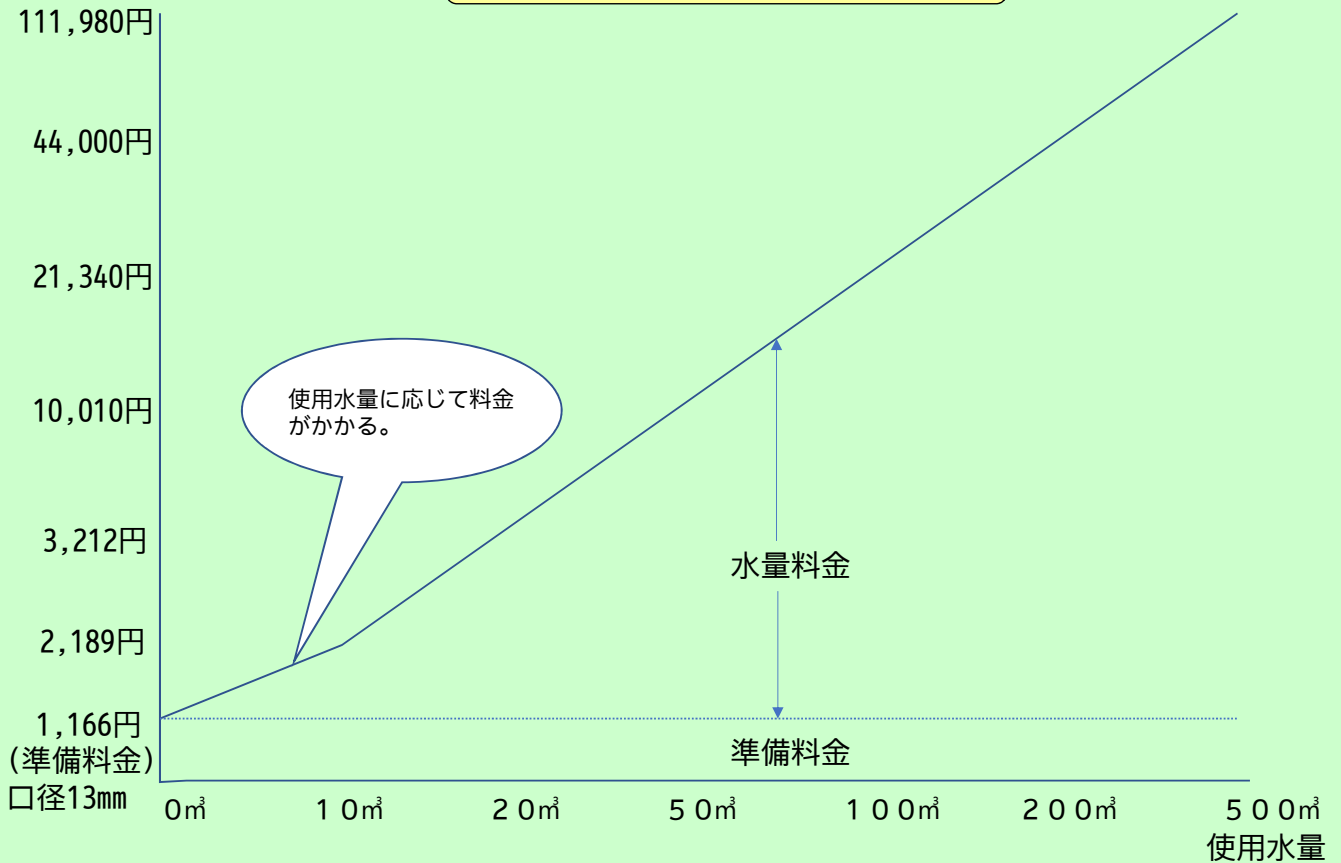
## 下水道使用料

下水道使用料



## 水道料金(参考)

水道料金



## 水道料金の基本水量について（参考）

～水道事業における基本水量に対する国等の動き～

### 基本水量制容認

昭和42年・昭和54年（社）日本水道協会「水道料金算定要領」

各使用者群に対しては、需要の態様に応じて一定の基本水量を付与するものとする。

特に小口径の使用者群に対しては、基本水量を付与するものとする。

なお、（中略）口径25ミリメートル程度以下のものについては、概ね10立方メートルが適当である。

### 基本水量制廃止

平成8年 水道料金制度調査会答申

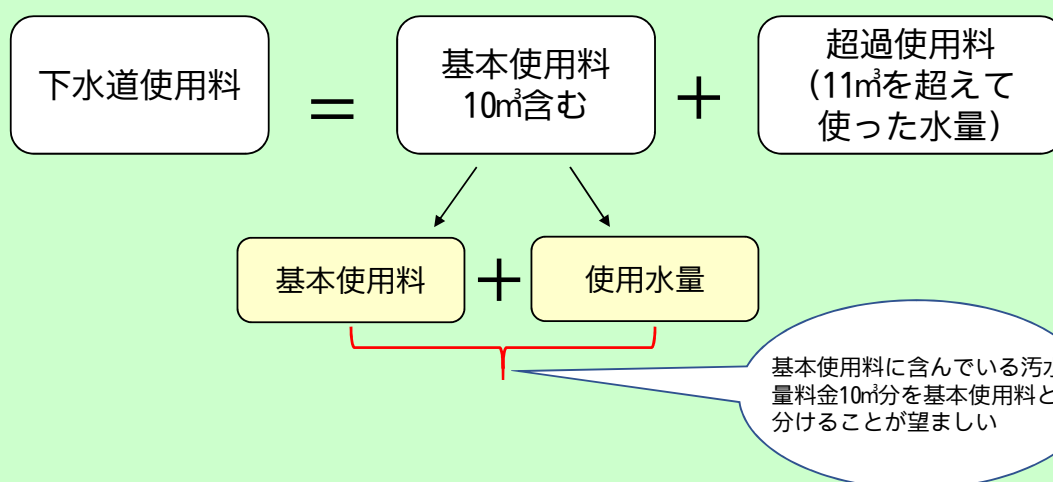
節水意識を増進させ、原価配賦面で公平性を期する観点から、今後は原則として基本水量制はとらないこととする。

平成9年（社）日本水道協会「水道料金算定要領」改定

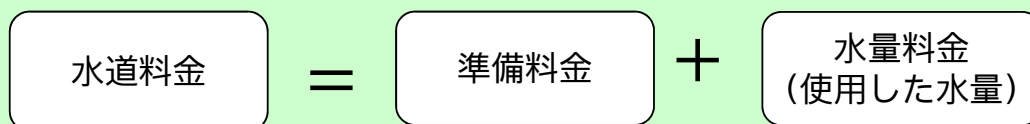
基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない。

## 料金等の構成

### 下水道使用料



### 水道料金



## 2. 水道料金・下水道使用料の区画制(段階制)について

### 郡山市の料金等の区画制について

#### 水道料金

2区画制  
(段階制)

準備料金 (φ13mm)	1,166円
1m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	102.3円/m <sup>3</sup>
11m <sup>3</sup> ~	226.6円/m <sup>3</sup>

7区画制  
(段階制)

#### 下水道使用料

基本使用料 (0~10m <sup>3</sup> )	1,306円
11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	176円/m <sup>3</sup>
21m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	203円/m <sup>3</sup>
51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	230円/m <sup>3</sup>
101m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup>	263円/m <sup>3</sup>
201m <sup>3</sup> ~500m <sup>3</sup>	291円/m <sup>3</sup>
501m <sup>3</sup> ~	318円/m <sup>3</sup>

### 中核市60市や県内13市の区画制(段階制)

#### 水道料金

区画制 (段階)	中核市 (60市)	県内 (13市)
1	0	0
2	2	3
3	2	1
4	13	4
5	12	1
6	13	1
7	12	3
8	4	0
9	1	0
10	1	0
平均値	5.6	4.4

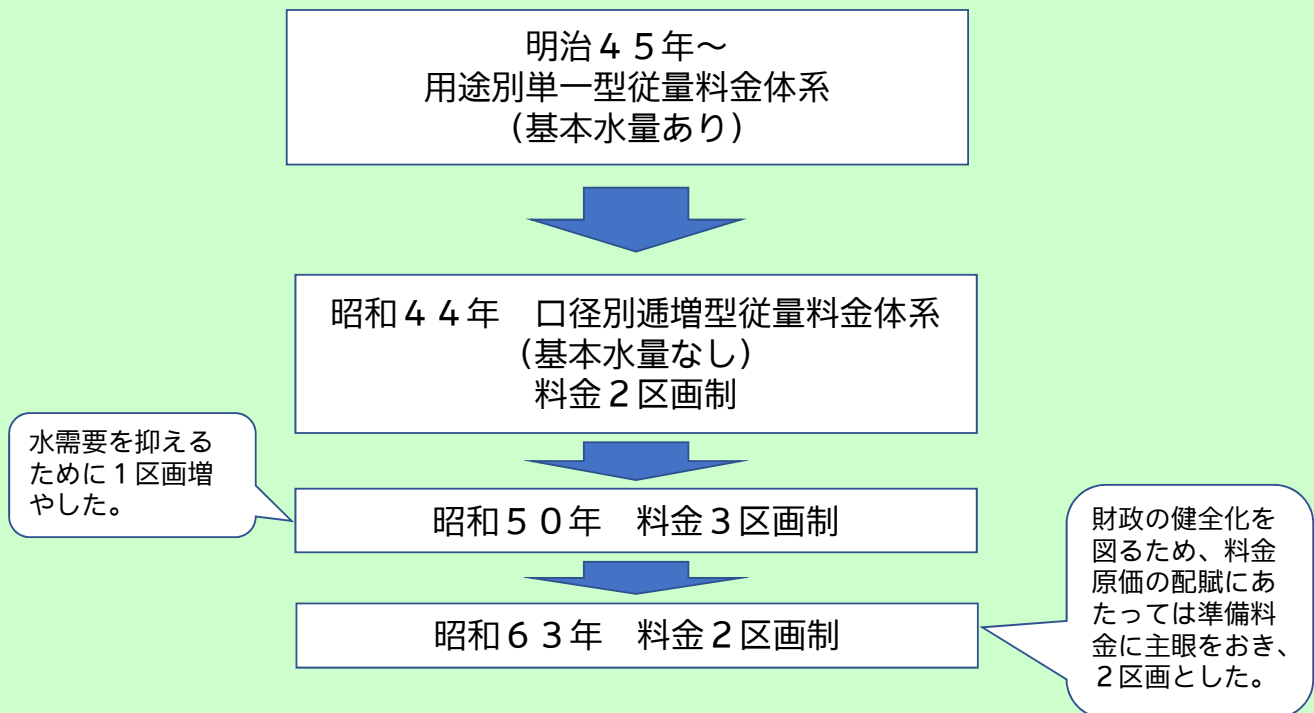
郡山市

#### 下水道使用料

区画制 (段階)	中核市 (60市)	県内 (13市)
1	0	0
2	0	0
3	1	0
4	2	0
5	9	3
6	11	1
7	16	4
8	5	4
9	13	0
10	3	1
平均値	7.0	7.0

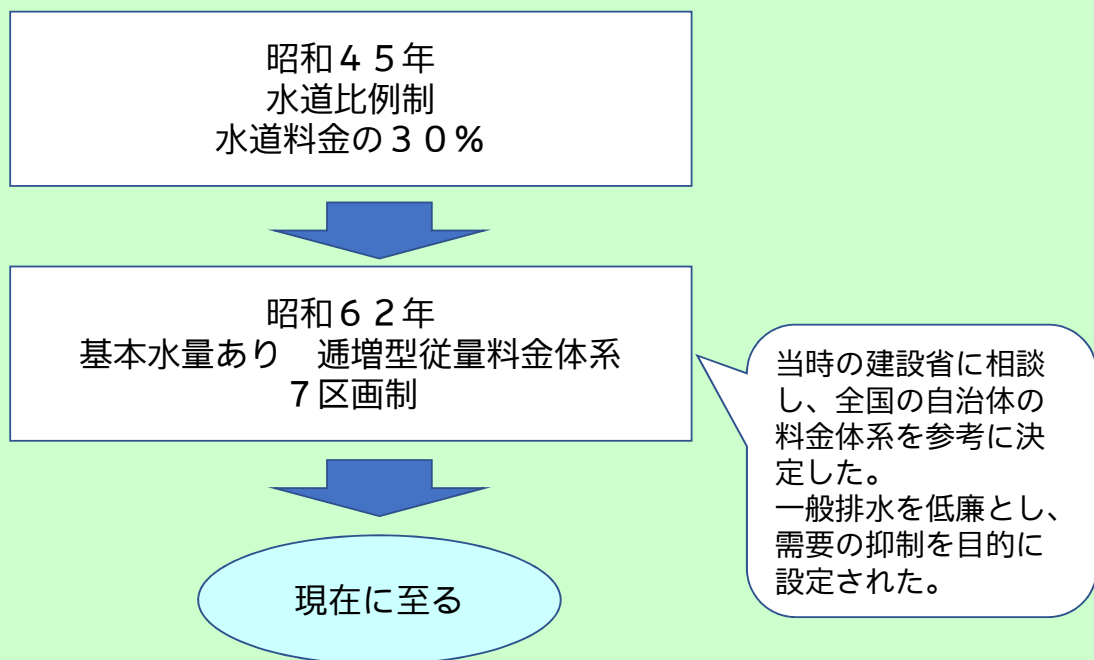
郡山市

## 郡山市水道料金の区画制の変遷



11

## 郡山市下水道料金の区画制の変遷



12

## 水道料金・下水道使用料 区画制統一状況

	区画を統一している	区画を統一していない
県内（13市）	1 ※（二本松市）	12
中核市（60市）	1 ※（岡崎市）	59

※2市とも、従量制採用時に水道料金の区画を参考に決定している。

13

## 地下水利用専用水道について(参考)

### 地下水利用専用水道とは

水源を地下水に求め、100mを超える深井戸から地下水をくみ上げ、膜ろ過装置によって浄水し、受水槽を通じて水の供給を行う。

地下水80%、水道水20%の併用を基本とし、設備の買い取り方式、リース方式、レンタル方式があるが、一旦施設を設置すれば水道料金よりも単価設定を安価にしていることから、これまで負担してきた水道料金の削減が可能。万が一くみ上げる地下水に水質異常等、不測の事態が生じた場合、100%水道水へ切り替えることとしている。

### 利用料金

各水道事業者の最大の単価を下回る料金設定をする。

### 要因

1m<sup>3</sup>の単価が300円を超える水道事業者もあり、この単価を下回る料金設定を行うことで地下水事業者との契約に至るケースが多い。水道料金体系が逓増制を採用している事業者が多いため、単価が高い事業者の大口利用者が地下水へうつるケースが多い。

### 問題点等

1. 一度契約に至ると公共水道へは戻らないため、料金収入への影響が甚大。
2. 公共水道の契約解除とならないため、常に水道を供給できる体制を整えなければならない。

14

# m e m o

---

---

---

---

# m e m o

---

---

---

---